

# **地域再生計画**

## **1 地域再生計画の名称**

対馬市まち・ひと・しごと創生推進計画

## **2 地域再生計画の作成主体の名称**

長崎県対馬市

## **3 地域再生計画の区域**

長崎県対馬市の全域

## **4 地域再生計画の目標**

離島である本市の人口は 1960 年の 69,556 人をピークとして九州本土地域を上回る勢いで急速に人口が減少しており、2004 年 3 月に島内 6 町が合併し、対馬市となつた後もその傾向は緩和されることなく、31,457 人（2015 年国勢調査結果）と半減以下まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると 2040 年には総人口が 16,000 人程度まで減少し、2015 年比で総人口が約 50% となる見込みである。

本市の年齢区分別人口の状況をみると、2015 年時で年少人口 4,122 人（13.1%）、生産人口 16,651 人（52.9%）、老人人口 10,675 人（34.0%）となっている。2013 年時の高齢化率から 4.5% の増加となっており高齢化が進行している。また一方で、15 歳未満の年少人口は、2013 年時で 4,837 人（14.1%）から 1.0% 減少、生産人口は 2013 年時で 19,435 人（56.5%）から 3.6% 減少しており、高齢者割合の高い人口構造へと変化が進んでいる。

本市における社会動態をみると、転入出者数の推移は、2010 年から 2016 年まで約 400 人程度が転出し続け社会減となっている状況である。近年は様々な転出対応により 2019 年で 360 人の社会減となっている。また、年齢区分別でみると、15～19 歳の高校や大学進学に伴う転出数が 75 人と多く 25～29 歳の年齢で転入がプラスに転じている状況である。性別等でみると、20～34 歳までの女性の転出がみられ結婚や婚姻関係に伴う移動などによるものが多いと推測される。

本市の自然動態の状況をみると、2002 年より死亡数が出生数を大きく上回り始め、

年々その差は拡大しており、近年では約240人程度の減少数で推移している（2019年には469人の自然減）。しかし、2008年～2012年の合計特殊出生率（対馬市）は、2.18と高い値を示し、さらにH29年においては参考値ながら2.40まで上昇している。出生率の上昇は望ましいことではあるが、人口減少対策としては、出産する女性の数の減少に歯止めをかけ出生数を伸ばす必要がある。

このように、人口の減少は本市の基幹産業である水産業、観光業の衰退に伴い、雇用の機会が減少したこと、市外へ流出（社会減）したことなどが、要因と考えられる。また、大学のない本市においては、就学の機会を求めて学生が市外へ流出することなども人口減少に拍車をかけている。

このまま人口減少が進行すると、1次産業を含めた様々な労働力不足やそれに伴い地域経済の縮小が予想され、ひいては生活関連サービスの縮小、事業の廃業、撤退等の課題が生じる恐れがある。

これらの課題に対応するため、切れ目ない地方創生社会の実現と人口減少抑制対策として、持続可能な開発目標であるSDGsの実現やSociety5.0といった新しい方策も念頭におきながら、『第2次対馬市総合計画』に掲げる「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」の4つの挑戦からなる『自立と循環の宝の島 つしま』と連動した移住・定住対策、創業・なりわい対策、出産から子育て、老後の生きがい対策を充実させることで、社会減に一定の歯止めをかける。なお、取組の推進に当たっては、次の項目を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 対馬ならではの雇用・なりわいを創出する
- ・基本目標2 島の魅力・独自性を活かした交流・移住・定住を拡大する
- ・基本目標3 安心して結婚・出産・子育てが出来る環境を創出する
- ・基本目標4 高齢者等が健康で生きがいを感じられる環境を創り、安らぎのある地域を形成する

## 【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与す る地方版総合 戦略の重点戦 略
ア 新規創業件数	年5件	年7件	重点戦略1	
ア 新規雇用者数	年87人	年90人	重点戦略1	
ア U.Iターン者数の就業者数	—	年20人	重点戦略1	
ア 高卒就労者の地元就職率	36.7%	50.0%	重点戦略1	
イ 転入者全体による移住者の割合	8.4%	20%	重点戦略2	
イ 島内高校進学率	66.2%	80.0%	重点戦略2	
イ 国内外観光客実数	537,122人	600,000人	重点戦略2	
ウ・エ 合計特殊出生率	2.18人	2.40人	重点戦略3・4	
ウ・エ 子育てに対する市民満足度	40.2%	60.0%	重点戦略3・4	
ウ・エ 本計画事業による婚姻数	3組 【累計30組】	年間5組	重点戦略3・4	
ウ・エ シルバー人材センター登録者数	127人	200人	重点戦略3・4	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5－1 全体の概要

5－2のとおり。

### 5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

対馬市まち・ひと・しごと創生事業

- ア 対馬ならではの雇用・なりわいを創出する事業
- イ 島の魅力・独自性を活かした交流・移住・定住を拡大する事業
- ウ 安心して結婚・出産・子育てが出来る環境を創出する事業
- エ 高齢者等が健康で生きがいを感じられる環境を創り、安らぎのある地域  
を形成する事業

② 事業の内容

- ア 対馬ならではの雇用・なりわいを創出する事業

水産業を主軸とした1次産業の振興及び自然環境課題の解消、観光産業の自立・安定に向けた国内外観光客の誘致推進、新規創業や事業拡大への支援、リサイクル・リユースを取り込んだ新たな事業の発掘、6次産業化や農商工連携、商工業事業者の体力強化に向けたフォローアップ、雇用人材確保に向けた新たな取り組みなど、対馬ならではの雇用・なりわいの創出に資する事業

- イ 島の魅力・独自性を活かした交流・移住・定住を拡大する事業

交流人口の拡大に向けた環境整備と観光客との満足度向上に向けたおもてなし意識や技術の向上、移住者の拡大に向けた情報発信・各種支援、島内進学率向上に向けた文化・スポーツの育成、対馬の文化や自然、なりわい、風習、食などの魅力的な情報発信など、島の魅力・独自性を活かした交流・移住・定住を拡大に資する事業

- ウ 安心して結婚・出産・子育てが出来る環境を創出する事業

合計特殊出生率の向上、結婚対策に向けた出会いの場創出、出産・子育てに向けた環境改善（ハード及びソフト）及び新たな支援制度の構築、子育てと就業が両立できる環境づくりと市内企業の理解度向上、小・中・高及び一般市民が交流と生涯教育を受けられる体制づくり、安心して結婚・出産・子育てが出来る環境を創出する。

- エ 高齢者等が健康で生きがいを感じられる環境を創り、安らぎのある地域

## **を形成する事業**

高齢者が生きがいをもって健康に住み続けられる就業の場の確保及び生活の支障となる課題の解消（多様な公共交通の確保・見守り・買い物支援・配食サービス等）、市民誰もが安心して住み続けられる持続可能な地域づくりに向けたSDGsの考え方やSociety5.0の導入など、高齢者等が健康で生きがいを感じられる環境を創り、安らぎのある地域形成に資する事業

※なお、詳細は第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

### **③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】と同じ。

### **④ 寄附の金額の目安**

100,000千円（2021年度～2024年度累計）

### **⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）**

産学官金労言及びまちづくり団体、女性団体、公募委員等で構成する外部組織である「対馬市総合戦略推進会議」において、毎年度5月に取組事業の成果及びP D C Aサイクルによる検証を実施する。

### **【外部組織の参画者】**

**【産】**対馬市商工会会長、対馬農業協同組合組合長、対馬森林組合組合長  
、対馬市漁業協同組合長会会長、対馬観光物産協会会長、長崎県建設業協会对馬支部長

**【学】**九州大学教授、対馬高等学校校長、対馬市校長会会长

**【官】**対馬市長、対馬市副市長、長崎県対馬振興局長、長崎労働局対馬公共職業安定所長

**【金】**十八親和銀行対馬支店長

**【労】**連合長崎大東壱岐対馬協議会対馬ブロック連絡会議事務局長

**【言】**（株）コミュニティメディア代表取締役

### **【その他団体】**

対馬市総合計画等審議会会长、同委員、一般社団法人M I T代表理事、対馬市社会福祉協議会会长、N P O法人対馬次世代協議会理事長、長崎県壱岐対馬地区郵便局長会会长、対馬市商工会青年部長、

株式会社翔栄代表取締役、長崎県対馬病院院長、いか吉工房代表、  
厳原南保育園園長、社会福祉法人親愛福祉会理事長、公募委員（2  
名）

**【検証結果の公表の方法】**

検証後、対馬市HPで公表

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

**5－3 その他の事業**

該当なし

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで